



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*63 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (水産振興課) ..... 1

### ○ 告示

788 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) ..... 2

789 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 2

790 // ( // ) ..... 3

791 公共測量の終了 (技術調査課) ..... 3

792 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 3

793 道路の供用開始 ( // ) ..... 4

794 和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路建設課) ..... 4

795 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 4

796 // ( // ) ..... 5

797 // ( // ) ..... 5

798 // ( // ) ..... 6

799 和歌山県景観計画の変更 (都市政策課) ..... 7

### ○ 諸報

平成30年度行政書士試験の実施 (一般財団法人行政書士試験研究センター) ..... 7

## 規 則

### 和歌山県規則第63号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則 (平成19年和歌山県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第 5 号様式 (第 8 条関係)	別記第 5 号様式 (第 8 条関係)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">解散決議認可申請書</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において、解散の決議を行いました。</p> <p>つきましては、水産業協同組合法第68条第2項(第86条第4項において準用する第68条第2項、第96条第5項において準用する第68条第2項、<u>第91条第2項</u>、第100条第5項において準用する<u>第91条第2項</u>)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">解散決議認可申請書</p> <p>略</p> <p>年 月 日開催の通常(臨時)総会(総代会)において、解散の決議を行いました。</p> <p>つきましては、水産業協同組合法第68条第2項(第86条第4項において準用する第68条第2項、第96条第5項において準用する第68条第2項、<u>第91条の2第2項</u>、第100条第5項において準用する<u>第91条の2第2項</u>)の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> </div>
別記第 6 号様式 (第 9 条関係)	別記第 6 号様式 (第 9 条関係)

その1(漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の場合) 略

その2(漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の場合)

解散届出書

略

本連合会は、水産業協同組合法第91条第1項第6号(第91条第4項第3号、第100条第5項において準用する第91条第1項第6号、第100条第5項において準用する第91条第4項第3号)の規定により解散したので、同法第91条第5項(第100条第5項において準用する第91条第5項)の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第8号様式(第21条関係)

略

別記第9号様式(第22条関係)

略

その1(漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の場合) 略

その2(漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の場合)

解散届出書

略

本連合会は、水産業協同組合法第91条の2第1項第6号(第91条の2第4項第3号、第100条第5項において準用する第91条の2第1項第6号、第100条第5項において準用する第91条の2第4項第3号)の規定により解散したので、同法第91条の2第5項(第100条第5項において準用する第91条の2第5項)の規定により関係書類を添えて届け出ます。

別記第8号様式(第22条関係)

略

別記第9号様式(第23条関係)

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第788号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年7月27日まで縦覧に供する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人歩の会

3 代表者の氏名

山中善晴

4 主たる事務所の所在地

田辺市下万呂589番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が、地域で自立した生活を営んでいくために、必要な自立生活に関する事業や、障害者の権利擁護に関する事業等を行う。又、日系人や、外国人に対して、人権と社会的地位の総合的支援活動を行い、障害者や日系人、外国人などのすべての人たちが地域社会と主体的に関わることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第789号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610452	カフェ&ベーカリー・オーリーブ	有田郡有田川町熊井759-1	就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人有田つくし福祉会	有田郡湯浅町栖原187-1	平成30.7.1

## 和歌山県告示第790号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250241	はっぴーわーく	田辺市磯間24-15	就労定着支援	特定なし	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里一丁目15-13	平成30.7.1

## 和歌山県告示第791号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき印南町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間 平成29年9月27日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡印南町の一部

## 和歌山県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市西字西梅ヶ崎281番地先から同市西字西梅ヶ崎297番地先まで	旧	7.50 } 7.55	32.88	
同上	新	14.16 } 15.35	32.88	

## 和歌山県告示第793号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市西字西梅ヶ崎281番地先から同市西字西梅ヶ崎297番地先まで

供用開始の期日 平成30年7月10日

## 和歌山県告示第794号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成30年6月26日付け国近整計管和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・3・7号西脇山口線

## 2 施行者の名称 和歌山県

## 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

## 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第795号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西谷上川（4-204-1-029）、西谷川（4-204-1-030）、天神谷（Ⅰ-702）、上ノ山（Ⅰ-703）、市原（Ⅰ-699）、道（1）（Ⅰ-700）、畑（Ⅰ-701）、道（2）（Ⅰ-3704）、滝金山（6）（Ⅰ-3711）、須谷井口（Ⅰ-3712）、滝金山（4）（Ⅱ-3007）、滝金山（5）（Ⅱ-3008）、滝里神（Ⅱ-3009）、道天神（Ⅱ-3010）、畑家本（Ⅱ-3011）、畑有久保（Ⅱ-3012）、道辻貝（Ⅱ-3013）、東井口（Ⅱ-3014）、道王子（Ⅲ-1510）、滝金山（1）（Ⅲ-1511）、滝金山（2）（Ⅲ-1512）、滝金山（3）（Ⅲ-1513）、道西谷（1）（Ⅲ-1514）、道西谷（2）（Ⅲ-1515）、新町井口（Ⅲ-1516）、畑（101）（Ⅱ-40415）、畑（102）（Ⅱ-40416）、畑（103）（Ⅱ-40417）、畑（104）（Ⅱ-40418）

## 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第796号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

北山谷川（4-361-1-027）、法樹寺谷川（4-361-1-028）、菖蒲谷川（4-361-1-037）、砥谷川（4-361-1-038）、畑前谷上川（4-361-1-039）、山田北谷境川（4-361-2-010）、西新替谷川（4-361-2-011）、新替谷川（4-361-2-012）、北谷川支川（4-361-2-013）、本町（Ⅰ-741）、湯浅（4）（Ⅰ-742）、湯浅（1）・湯浅（3）（Ⅰ-743）、湯浅（2）（Ⅰ-744）、別所（Ⅰ-748）、湯浅（4）・湯浅（5）（Ⅰ-2269）、湯浅天神多和（Ⅰ-3730）、湯浅西元山（Ⅱ-3036）、湯浅東元山（1）（Ⅱ-3037）、湯浅（6）（Ⅱ-3045）、湯浅城山（Ⅱ-3069）、湯浅西元山（2）（Ⅲ-1542）、湯浅東元山（Ⅲ-1543）、湯浅九杳（Ⅲ-1549）、湯浅（102）（Ⅰ-40048）、湯浅（103）（Ⅰ-40049）、湯浅（101）（Ⅱ-40419）、湯浅（104）（Ⅱ-40420）、山田大谷（Ⅱ-3047）、山田畑ノ前（Ⅱ-3048）、山田岩ノ谷（Ⅲ-1552）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第797号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

賢谷川（4-363-2-003-1）、賢谷川（4-363-2-003-2）、賢谷川（4-363-2-003-3）、賢谷川（4-363-2-003-4）、賢谷川（4-363-2-003-5）、はやま川（4-363-2-004）、大賀畑谷川（4-363-1-003）、大賀畑東谷川（4-363-1-004）、延坂（103）（Ⅱ-40409）、延坂（104）（Ⅱ-40410）、延坂（105）（Ⅱ-40411）、賢（2）（Ⅰ-762）、賢（Ⅰ-2274）、賢（3）（Ⅰ-3753）、賢前田（Ⅱ-3189）、賢小松（Ⅲ-1620）、田口（2）（Ⅰ-3752）、田口下有近（Ⅱ-3192）、田口東垣内（Ⅱ-3193）、田口岩崎（1）（Ⅱ-31

95)、田口(Ⅱ-3196)、田口金丸(Ⅲ-1623)、大賀畑西原(1)(Ⅱ-3187)、大賀畑西原(2)(Ⅱ-3188)、田角(Ⅰ-2273)、田角(101)(Ⅰ-40051)、田角(102)(Ⅱ-40430)、田角(103)(Ⅱ-40431)、賢(101)(Ⅰ-40052)、大賀畑(101)(Ⅱ-40432)、大賀畑(102)(Ⅱ-40433)、大賀畑(103)(Ⅱ-40434)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第798号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

小浦1(5-382-1-008)、小浦2(5-382-1-009)、小浦3(5-382-1-010)、産湯川右支溪(5-382-1-020)、寺ヶ谷川(5-382-1-021)、小浦5(5-382-2-005)、小浦6(5-382-2-006)、産湯川右支溪(5-382-2-009)、峠谷(5-382-2-011)、中道(Ⅰ-946)、小浦(Ⅰ-947)、中筋(Ⅰ-948)、久知良(Ⅰ-3936)、寺ヶ谷1(Ⅰ-3939)、寺野1(Ⅱ-4075)、東出(Ⅱ-4076)、寺野2(Ⅱ-4078)、寺ヶ谷2(Ⅱ-4085)、寺ヶ谷3(Ⅱ-4087)、加祢はみ(Ⅱ-4089)、矢田ヶ谷(Ⅲ-2544)、南出(Ⅲ-2546)、小浦(101)(Ⅱ-50467)、津久野(101)(Ⅰ-50215)、小坂(101)(Ⅱ-50468)、小坂(102)(Ⅱ-50469)、小坂(103)(Ⅱ-50470)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小浦4(5-382-1-011)、産湯川左支溪(5-382-1-022)、津久野1(5-382-2-007)、笠松(5-382-2-010)、峠谷(5-382-2-012)、産湯川左支溪(5-382-2-013)、産湯川左支溪(5-382-2-014)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第799号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく和歌山県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、変更後の和歌山県景観計画を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、平成30年9月1日から施行する。

平成30年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 諸 報

### 公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成30年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成30年7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成30年11月11日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 3 試験の科目及び方法

#### (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

#### (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1) アの科目については択一式及び記述式、(1) イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

#### 4 受験願書及び試験案内の配布方法

##### (1) 窓口配布

ア 配布期間 平成30年7月30日（月）から同年8月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）

県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）

和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）

##### (2) 郵送による配布

ア 配布期間 平成30年7月30日（月）から同年8月24日（金）まで

なお、郵送による配布の請求は、平成30年7月9日(月)から同年8月24日(金)(必着)まで受け付けます。

イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒(角形2号:A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ)に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## 5 受験手続

### (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成30年7月30日(月)から同年8月31日(金)まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください。  
平成30年8月31日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客様用)の貼付があるもの)

### (2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 平成30年7月30日(月)午前9時から同年8月28日(火)午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、平成30年8月28日(火)午後5時で終了します。  
同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にアクセスし、御確認ください。

受付最終日(平成30年8月28日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

### (3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

### (4) 連絡先(問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03(3263)7700

## 6 特例措置の実施



(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期、障がいの内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

特例措置の手続については、試験案内を御覧ください。

#### 7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成31年1月30日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板及び和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。